## 「介護分野における特定技能協議会」手続の流れ

初めて1号特定技能外国人を受け入れる法人 (協議会入会証明書を保有していない場合) **2回目以降**、1号特定技能外国人を受け入れる法人 (協議会入会証明書を保有している場合)

# 地方出入国在留管理局 への申請

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」(※)を提出 ※介護参考様式第1-1号

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」(※)及び「協議会入会証明書」の写しを提出 ※介護参考様式第1-1号

当該特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に手続

当該特定技能外国人を受け入れた日 から<mark>4か月以内</mark>に手続

### 協議会事務局への 入会申請

申請システムに、必要情報の入力(※1)、添付書類のアップロード(※2)

申請システムに、必要情報の入力(※1)、添付書類の アップロード(※2)

## 手続完了

・申請法人に「協議会入会証明書」を交付 (申請システムからダウンロード) ・上記書類の提出をもって、手続完了(「協議会入会証明書」の交付はなし)

#### (※1) 申請に当たっては、WEBフォームより、

- ・法人情報(法人名、所在地、代表者氏名、協議会担当者情報、連絡先等)や事業所情報(事業所名、所在地等)のほか、
- ・受け入れた特定技能外国人に関する情報(氏名、国籍等)

を入力いただきます。(※法人情報は、初めて特定技能外国人を受け入れる場合のみ入力をお願いします。)

- (※2)添付書類としては、以下の書類を登録いただきます。
- 雇用条件書(別紙「賃金の支払」を含む。)(参考様式第1-6号)
- 〇 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等(介護参考様式第1-2号)
- 日本語能力水準を証明する書類(介護日本語評価試験・日本語能力試験等の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 技能水準を証明する書類(介護技能評価試験の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 〇 在留カード
- (注) いずれも書類の写しの電子データを提出

#### 【留意事項】

- ・法人担当者との連絡(電話、メール)が確認された場合に、協議会の加入が認められることになります。必ず連絡のとれる連絡先を記入してください。
- ・入会申請書の記載内容に変更が生じた場合には、入会規定第5条の規定に基づき、申請システムから変更の手続を行う必要があります。
- ・介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、入会規定第6条の規定に基づき、申請システムから脱会の手続を行う必要があります。
- 添付書類については、必要に応じて、追加の登録をお願いする場合があります。